



税務相互相談会

法人税 所得税 消費税 相続(贈与)税 公益法人 国際税務 印紙税 に関して
どの専門書・どんな高額セミナーよりも実用的なQ&Aサービスです



このチラシが届いた 開業5年未満の方!

2026年1月31日(土)まで!!

新規開業応援キャンペーン

1,150名以上の税理士が利用中!

税理士のための専門家税理士によるQ&Aサービス

税務相互相談会

月会費 ~~20,000円~~
入会金 ~~20,000円~~

▶ 1年間無料

合計 **26万円** が **0円**

税理士法上の税務処理や手続きの質問など
税務実務に関する事なら何でもご相談可能です!

直近では「個人確定申告」「贈与税申告」に関するご質問が増加しています。



それぞれの税目ごとに、
その道のプロフェッショナル税理士が回答いたしますので
「回答のクオリティに関しては絶対的な自信があります」
お気軽にご相談ください。

※節税、事業承継スキーム提案等、顧問先の将来的な税負担を軽減するコンサルティング領域の質問に関しては、税務相互相談会では回答することができません。別サービス「税理士・会計事務所のためのコンサル質問会」をご利用ください。

税務相互相談会が選ばれる理由

Point01

いつでも信頼できる税理士に
直接質問・相談ができる

税務実務で判断に困ったとき、
周りに相談できる人がいない。
何を参考にして判断すればいいのかわからない。
そんな方にピッタリです。
質問の回数に制限はありません
ので何度でも相談してください。



Point02

欲しい情報はここで検索できる

専用ポータルサイトから全質問・回答が
検索できるので書籍やネットで
あらゆる情報を探していた
手間を減らすことができます。



※入会日以降の質問・回答が対象です

Point03

迷いやすいポイントから学べる

メールリストサービスですので、
他の会員様の質問も配信されます。
他の会員様の質問の中から
自分に必要な知識を得る
ことができます。



実際にあった質問例

- ・海外予約サイトで予約したホテル宿泊費のインボイスはどこで受け取る？
- ・フリマから商品を仕入れた場合の少額特例適用の可否
- ・清算事業年度に支給する役員退職金、資産の処分について
- ・リース車両に資産計上及び設置する機器の耐用年数
- ・出向負担金に係る通勤費の消費税処理について
- ・小規模宅地の特例において、土地の取得者と建物の取得者が異なる場合
- ・同族会社の株式（取引相場のない株式）の評価の時期
- ・インボイス登録と調整対象固定資産
- ・事前確定届出給与の金額記載ミスがあった場合
- ・居住用財産の3000万円特別控除について
- ・海外勤務中に株式を譲渡した場合

投稿～回答の流れ

1. 会員の方がWEBフォーム・メールから質問内容を投稿
 2. 回答者から5営業日以内に全ての会員の方へ回答内容を送信
- ※1～2はメールだけでなく、専用WEBサイトからもお使いいただけます

2026年1月31日(土)までのお申込みに限り

2027年1月31日まで **完全無料!**

決済情報等はご不要・費用は一切かかりません!

FAX

03-5422-6992

フリガナ		開業年月	年	月	 WEBサイトは こちらから
申込者名		事務所名			
携帯電話		税理士 登録番号			
メールアドレス	メールにて決済の詳細をお送りしております。必ずご記入ください。 @				

※お申込みいただきました方の個人情報につきましては株式会社KACHIEL・九州北部税理士協同組合の商品やサービスの情報提供を目的として利用させていただきます。

運営会社
株式会社KACHIEL
〒105-0022
東京都港区海岸1-4-22SNビル4階

TEL: 03-5422-6166
MAIL: taxel@kachiel.jp

kachiel.jp/soudan-kyuhoku2026bg/